

平成27年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

1 日時

平成27年8月5日（水）午後3時から午後4時40分まで

2 場所

合志市中央公民館研修室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

青木委員、大坪委員、小林委員、副島委員、高野委員、田中綾子委員、張委員、中村委員、濱委員、逸見委員、村上委員、山本委員（15人中12人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

川越課長、橋本課長補佐、小林参事、宮崎主事

(3) 事業者等

13人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者3社（九建日報社、（株）西日本建設新聞社、熊本日日新聞社）

4 議題

菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明、熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、事業者等（菊池環境保全組合及び委託先である（一財）九州環境管理協会）から、方法書についての説明が行われた。主な質疑等については以下のとおり。

委員

それでは質疑に入る。
ただいまの説明に対して質疑はあるか。

委員

今回脱塩処理をされる計画となっているが、浸出液処理施設から出る濃縮水はどこで処理される予定か。

事業者 今回循環無放流で考えているため、当然脱塩処理が必要となる。濃縮水の行き先等も計画していかなければならないが、今のところは未定となっている。

委員 なぜこのようなことを言うかという、濃縮水は確かに量は少ないが、塩の含有量が高いため、不法に処理されるとどこかで環境影響が生じる。また、もう一度処分場に戻すということは、塩類が埋立地内に残るため、濃縮水の塩類濃度が高くなる。通常、処分場の廃止基準に塩類はないため、残った状態で施設を廃止し、管理をやめてしまうと、高濃度の塩類を含有する処分場からの水が、雨ざらしになり周辺に出ていくことで、田畑への塩害の可能性が出てくることとなる。そのため、計画を明確にすべきである。

委員 ほかにあるか。

委員 評価の項目から文化財を外した理由は何か。

事業者 方法書 P194 を開けていただきたい。その一番下に記載しているが、事業予定地南側周辺の農地及び事業予定地内の農地について、土地改良事業による造成が入っており、また、事業予定地の北東に大規模な養鶏場がありここも開発されており、また、既存の埋蔵文化財は少し離れた位置にあるため、ここは連続性がないのではないかという判断である。

委員 この地域に既往の調査成果があるということによろしいか。圃場整備に際して調査成果が報告書としてあがっているということによろしいか。

事業者 合志市の教育委員会に確認した結果、圃場整備時の際の文化財について、「文化財があった」という報告はないということを確認している。

委員 調査して報告がないということか、報告自体がないのか、その言葉尻でだいぶ意味が変わるがどちらなのか。圃場整備に関して、文化財の調査を適正に行った上で「文化財はない」ということが確認されているということなのか、単に圃場整備時に「文化財はなかった」ということのどちらなのか。

事業者 土地改良事業の圃場整備の際に適正に文化財調査が行われた。その結果、合志市の教育委員会に文化財が埋蔵されているという報告はな

かったということである。

委員

ほかにあるか。

委員

候補地の選定に関しては、住宅地・農地・地下水等で様々な議論をされて、4つの候補地から当該地が選定されたとのことだが、本日現地で確認したら非常によい林と言うかクヌギの植林であった。方法書のP92の植生図から見るとクヌギ林になっているが、この何十年間の中で回復して、自然度が高い林になっているが、合志市全体として、イメージだが畑地、農地、住宅地が多くて、このような自然度が高い林というのは、そうないのではないかと、というイメージで、さらに景観としても農地の中に里山的なものが広がっており、非常に良い景観が残っているのだが、合志市全体の中でこのような自然度の高い二次林のしめる割合等を一応イメージされてここに決められたのかどうか、合志市では特段自然度の高い樹林が、多少10ha程度なくなっても特に問題ないという考えで決められたのかどうか。

事業者

候補地選定委員会の際に、4箇所候補地をあげたと説明させていただいたが、その際の選び方として、優良農地を外すということが要素の1つとしてあったため、必然的に畑、特に圃場整備の手が入った優良農地は選定から外れていったということがあるため、里山という非常に良い自然環境ではあるが、そこが合志市から提案された候補地としてあげられていたという流れになる。

委員

現地で説明があったが、森林法では最低何%は残さないといけないのか。

事業者

残す割合として最低25%以上。

委員

今日現地調査した時に畜糞の臭いがしたが、この二子上地区はその臭いが強く表れる地点として選定されたのか。養鶏場の臭いが結構あるのか。

事業者

今回は、周辺地区を対象に現況把握として地点を選定している。この地域全体として畜産がかなり盛んに行われており畜糞の臭いがするため、それも現況ということでその二子上地区についても設定している。同じく日向地区にもすぐ近くに牛舎があり、色んなところで畜産が盛んに行われており、そういうものを現況として把握する。

委員

ほかにあるか。

委員

スライドの44の地下水のところで確認したいのだが、この地下水位が地表から45m程度下にあり、地表に降った雨が地下水に到達するのに何年くらいかかるとか、何日くらいかかるとかの時間はわかるのか。

事業者

今具体的な資料が手元にないので正確に答えられないが、少なくともこの地域に関して雨水が浸透するのは何年という単位ではなくもっと短い期間である。周辺で浸透量試験ということで表層部分において測定しているが、何年単位ということではなかった。

委員

何年単位ということでないのであれば、工事中にもし何かあれば、影響は工事中の期間に評価可能ということで良いか。現在、供用中の評価はされないことになっているため、工事中の影響が遅れて出てくるのであれば、工事中だけ評価しても意味がない。

事業者

少なくとも今回の影響評価の対象としている第1帯水層に関して言えば評価できると考えている。

委員

関連するのだが、方法書P112に上水道給水区域があるが、この周辺には井戸水を利用している人は多くはないのか。

事業者

桜山団地などは第二帯水層から上水を取水しているという状況。

委員

地下水を取水して利用しているということか。

事業者

そのとおり。

委員

わかった。
その他質問はあるか。

委員

スライドの34だが、道路交通騒音の調査地点で、南側の調査地点が交差点のような場所を選定されているが、なぜそこを選ばれたのか。

事業者

交差点とは言いながら、実際県道に入る交通量は非常に少ないので、調査に際して交差点であることの影響自体は小さいと考えている。

実際調査に入るには、マイクロホンや振動レベル計を路肩に設置する必要があり、車両走行の支障にならず、調査面の安全性を考慮し選定した。

委員

その場所の路肩が広がったということか。

事業者

2 mから3 m程度あるため、比較的に見通しも良く安全性も確保され、走行車両の邪魔にもならず調査可能ということで地点を設定した。

委員

北側も同様の理由か。

事業者

南側と同様に実際に機材等が安全における地点として選定した。

委員

はい、どうぞ。

委員

方法書の P33 の浸出液処理施設に関係するところだが、今回の環境影響評価として、処分場の影響は評価の中に入っていないところもあるが、それは処分場がクローズド型であることが担保されるのが大前提である。その中で塩類は建物への腐食等の可能性があり、浸出水・循環水をどのように維持管理していくのか等が非常に重要となるが、この中には設定値に塩類が設定されていない。どのようにクローズドの覆蓋等を管理するか、そのため塩類をどのように管理していくのかなどの考え方を教えて欲しい。

次にこの浸出水処理施設の設定値と P18 の浸出液処理施設の処理フローの整合性が取れていない。例えば生物処理の後に、窒素を除去しているのに、窒素の設定値の設定がないなどである。

委員

ほかにあるか。はい、どうぞ。

委員

先ほど圃場整備をされたということで一定程度理解できるが、この圃場整備の範囲は今回の事業予定地は入っているのか。

事業者

圃場整備が入っているのは、スライドの 11 の事業予定地内の黄色の部分。南側に 2 枚見える畑も事業予定地南側の圃場整備と一体で整備されたもの。

委員

わかった。私が気になるのは、このような台地上の地形は非常に縄文人が好んで住むような地形をしている。似たような地形でいくつも優良な、考古学をしていたら知らないはずないだろうという遺跡が熊本県下で出ているため、できたら駄目押しで調査をして欲しい。

文化財包蔵地の中に入っていないが、文化財保護法の主旨から範囲外はしないでもいいということではない。不時発見のトラブルを防ぐため、工事をやっけて「文化財がでてきた」ということになれば、

法的拘束力を持って工事がストップとなる。届出は、民間だと96条、公共だと97条で、これを怠ると過料も発生する。事業を始めてそのようなことにならないように事前に駄目押しの確認調査をされることをアドバイスとして申し上げる。確認調査でもし確認されたら、周知の埋蔵文化財包蔵地に速やかに指定して、93条もしくは94条で手続きしていただければ問題なく進むと思う。建設工事を始めてから出てきてあわてるより、事前にやられた方が良くと思う。

委員

はい。どうぞ。

委員

大気質の予測のところで確認だが、上層気象の調査期間のところで、夏季と冬季の2回となっている。この地域で一番拡散しない時期は春季であると考えますが、なぜ夏季と冬季に設定したのか。

事業者

通常、上層気象の調査期間の代表的な時期として、夏季と冬季を行う事例が多く、また、既存資料を調べた結果の中でこの地域の安定した時期が春季という情報がなかったため、夏季と冬季と設定していた。

委員

春季がだいぶ安定している。調査の目的が、排ガスが拡散しやすい、拡散しにくいということであるため、通常調査時期や事例に合わせてではなく、本地域の地域特性に合わせて調査時期を設定すべきである。

また、先ほどの説明資料で調査期間が1週間とあったが、いつからいつまでの1週間でやるのか、その時の気象に合わせてやらなければ正しい結果が出ない。同じ1週間でも風が強い1週間と安定している1週間では拡散等の結果が変わってくる。調査の実施にあたっては、そこはできるだけ柔軟に対応すべき。

もう1点だが、高度1,500mまで観測とあるが、この1,500mの設定根拠はあるのか。

事業者

地上の影響を受けやすいのが1,500mと言われており、それを考慮して設定。

委員

実際地上の影響を受けるのであれば拡散しやすいということであり、それが1,500mであるならば、もう少し高いところまで調査すべきである。ただし、東京などの場合はもっと高いところまでやるべきだが、この地域では1,500m以下で安定すると思われるため、実質1,500mまでしなくても良いと考える。

事業者 御指摘のありました、調査時期、調査の高さについては、委員の意見も踏まえて再度検討する。

委員 ほかにあるか。

委員 スライドの11、13で、山林の部分だが、処理施設の南側や処分場の北から東、南の辺りは手つかずに残ると考えていいのか。

事業者 先ほど森林法の関係で残す森林の割合があると話をさせていただき、また、本日現地でも残す森林を周辺の緩衝緑地にうまく使いたいと話させていただいた。特にそれが可能となるのが、事業予定地の東側に当たるところと考えている。ここは処分場をつくる以外は特に手を入れる必要はないと考えており、そのような残し方が可能と考えている。

委員 事業実施区域であってもこのところは手が入らず残ると考えて良いか。

事業者 周辺にフェンスや管理用道路などの最低限の取り付けはするが、基本的に森林を残していきたいと考えている。

委員 関連だが、このスライド13の配置計画だが、確定しているのは最終処分場の位置だけということで良いか。

事業者 はい。

委員 あとは変更の可能性はあるということか。また、方法書P17にクローズド型の概要が記載されているが、確定していない部分は結構あるのか。ここには「多い」、「可能」等の抽象的な表現で記載されている。実際造られる施設がどこまで確定しているかで、調査内容等が変わると思う。例えば遮水シートはどうする等の詳細は決まっているのか。

事業者 現在決まっているのは、クローズド型にするという方針のみであり、遮水構造等具体的な施設の内容は今から詳細を決定する。
配置についても最終処分場のみ確定していると説明したが、雨水調整池や焼却施設についても現在の位置から大まかに変更されることはないと考えている。

委員 いずれにしても決まっていない部分があるので、方法書の内容というか調査内容は、それを踏まえて多めに設定しなければならないと考える。

事業者 方法書作成段階、公告以降に決定した事項もあり、今後決定していく事項も多くあるため、その辺で変わっていくことも考えられる。

委員 それに関して、現計画だけでなく、変更の可能性も含めて各委員からは確認・指摘事項として意見を提出していただきたい。
ほかにあるか。

委員 約20年後の廃棄物焼却施設の建替用地として、緩衝緑地を整備される計画だが、最終処分場の建替用地は設定されていない。現在の最終処分場がいっぱいになるか、それに近くなつた際にも、当該建替用地に焼却施設を建設されるのか。

事業者 御意見のとおり、緩衝緑地はゴミ焼却施設の建替用地であり、この事業用地の中に最終処分場の建替用地は予定していない。それは、組合の考え方として、最終処分の分野については20年後は技術革新があつているかもしれない、用地を確保するという事は将来の行動を縛ると言う面もあり、ゴミ焼却施設については技術が進歩したとしても建物に使用する用地は必要であろうという考え方の下で、2期目を確保しているが、処分場はどのような技術が出てくるのか分からないのでその時に検討するという考え方で今回の焼却場と処分場の建替用地に違いが出てきている。

委員 よろしいか。今の部分は緩衝緑地にどのような樹木を植えるのか等に関わってくる重要な部分である。
ほかにあるか。

委員 スライドの55だが、昆虫類の場合は調査地点が記載されている。これは前のページの哺乳類、鳥類にも調査地点が記載されている。しかし、植物については調査地域が示され「網羅的に踏査」と記載されているのみであり、どこらへんを中心に調査されるのか不明である。

事業者 実際調査に入る前に植生図と航空写真からおおよその植生群落を把握し、それぞれの代表地点でコドラートを、おそらく10～20箇所程度になると思うが、それぞれ地点に設定し、適正に調査を行い、重要種の見落としがないように現況を把握していく。

委員 ほかにあるか。

委員 地下水に関してだが、最終処分場の遮水シートは二重に設置されるとのことだが、これは浸出水の漏れのチェックは可能なのか。

事業者 漏水検知器を遮水シートの中に挟む予定にしており、漏水を検知するとすればそれを使用することとなる。

委員 それで100%カバーできるのか。また、これまでの事例としてこういった二重の遮水シートから漏れた事例はあるのか。

事業者 二重の遮水シートからの漏れの原因として、地震等の自然的影響なのか、人為的なミスなのか、こういった原因かにもよるが、少なくとも地震等の外的な影響による破損というのは報告されていないと聞いている。しかし、人為的なミスについては、当然あるものと考えており、あった時の検知を速やかにするという方向で考えている。

委員 ほかに。

委員 景観についてだが、現在の施設配置計画は未定な部分もあるとのことだが、県道住吉熊本線の交通量が多いため、県道から施設をどの程度離すのか、道路を通る時の煙突やクローズド型の屋根の見え方はどうなのかなどを景観の視点から考慮して欲しい。

事業者 この図では表示されていないが、現時点での組合の方針としては、この県道沿いのところはまず第1に拡幅し、交通量への影響を最低限抑えようという取組みを行う。拡幅は、当然事業用地側に下がって行こうが、その下がった境界には、組合の構成市町の市町木、市町花、桜等を植えて、近隣住民の方にも楽しんでいただくことも現時点から構想として考えている。

委員 植えるのであれば、伐採する予定の現況の森林を植え替えてもらうのが良いかと思う。

事業者 今後考えていきたい。

委員 ほかにあるか。

委員 環境影響評価の図書としては正しい情報を記載すべきと考えられる。例えば方法書のP17にクローズド型の特徴が記載されているが、「埋立地の安定化と廃止時期」のところだが、クローズド型処分場が動き出して10年程度だが、現在「オープン型に比べて廃止までの期間は短くすることが可能」と記載されている。このようなデータはなく、恐らく根拠もないと思われる。安定化は、降雨による洗い出しや

生物による分解などが寄与し、クローズド型はいくら人工散水するにしても、実際の降雨と比べると洗い出しの効果は小さくなる。このようなことから、正しい情報を記載していかなければ環境影響評価にならない。

また、入れる廃棄物によっては腐食等の問題があって、施設の耐久性を確保するため維持管理をどうするのか、そのような点も文献をコピーして記載するだけでなく、もう少し色々なデータを比較し、自分たちなりの特徴を記載して欲しい。

委員 ほかにはないか。もう時間が少しせまってきたているが。

委員 緩衝緑地に関してだが、先ほど芝生を植えるという説明もあったが、20年後に建てるかどうか確定していない状況であるため、現況の良い雑木林があるため、その植生をそのままそこに持って行ってもらえれば一番良いかと思う。

委員 ほかにあるか。

委員 今回の施設を建設されることで、現在使用している施設はどうされるのか。

事業者 将来的には取り壊しになるかと思う。

委員 取り壊した後は空き地にするのか。

事業者 取り壊した後の活用については、2市2町で検討していくことと考えている。

委員 ほかにあるか。
ほかにはないようであれば、審議は以上で終了する。

※配付資料

- ①会議次第
- ②パワーポイント説明資料
- ③今回のアセス案件に係る意見照会
- ④熊本県環境影響評価審査会の日程調整について（照会）
- ⑤環境影響評価配慮書作成に係る参考文献について（依頼）

